秘			
能定	厚生分割省分割各次局監督官長		
宿・無期限			
平成 19 年 3 月 1 日から 平成 29 年 2 月 28 日まで			

基監発第 0301001 号 平成 19 年 3 月 1 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

「労働者派遣法(第3章第4節関係)に係る監督指導に当たって 留意すべき事項について」の一部改正について

平成 16 年4月1日付け基監発第 0401004 号「労働者派遣法(第3章第4節)に係る監督指導に当たって留意すべき事項について」については、昭和62 年8月18日付け基発第494号「労働者派遣法(第3章第4節)に係る監督指導について」が、平成19年3月1日付け基発第0301003号により一部改正されたこと等に伴い、別表右欄を左欄のとおり改正し、平成19年4月1日から運用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

改正後		現行	
平月 改正 基題	监発第 0401004 号成 16 年 4 月 1 日 監発第 0301001 号成 19 年 3 月 1 日	基監発第 0401004 号 平成 16 年 4 月 1 日	
都道府県労働局労働基準部監督課長 殿 厚生労働省労働基	準局監督課長	都道府県労働局労働基準部監督課長 殿 厚生労働省労働基準局監督課長	
労働者派遣法(第3章第4節関係)に係る監督指導に当たって留意 すべき事項について		労働者派遣法(第3章第4節関係)に係る監督指導に当たって留意 すべき事項について	
標記については、昭和62年8月18日付け基発第494号「労働者派造法(第3章第4節)に係る監督指導について」(以下「局長通達」という。)により、指示されたところであるが、その具体的な実施に当たっては、下記に留意の上、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。		遺法(第3章第4節)に係る監督指導について」(以下「局長通達」 という。)により、指示されたところであるが、その具体的な実施に	

記 1 監督指導を実施する派遣元事業場について 3 特例等に係る法違反の措置について (1) 局長通達の記の1の(2) のイの(ウ) で示されたチェックリ1 局長通達の記の1の(2)のイの(0)で示されたチェックリストの ストの各事項の判断に当たっては、チェックリストの裏面の具体 的判断基準を参考とすること。 準を参考とすること。

各事項の判断に当たっては、チェックリストの裏面の具体的判断基

なお、偽装請負等事業者が複数存在する場合であって、請負契 約等に係る問題点が同様の形態である場合には、それら事業場を まとめて一つのチェックリストを作成することで差し支えない こと。この場合、各偽装請負等事業者の名称及びその所在地を余 白等に明記しておくこと。

- 業担当課室については、各局毎に担当部署等が異なることから、 自局の担当部署を確認し、連携を図ること。
- (3) 局長通達の記の1の(2) のイの(エ)により照会を行った事| 3 局長通達の記の1の(2)のイの(x)により照会を行った事案につ 案について、 を経過しても回答がない場合には、需給調整 事業担当課室と必要な連絡調整を図った上で、所要の措置を講ず ること。

また、偽装請負等事業者が複数存在する場合であって、請負契約 等に係る問題点が同様の形態である場合には、それら事業場をまと めて一つのチェックリストを作成することで差し支えないこと。こ の場合、各偽装請負等事業者の名称及びその所在地を余白等に明記 しておくこと。

- (2) 局長通達の記の1の(2) のイの(ウ) で示された需給調整事2 局長通達の記の1の(2)のイの(0)で示された需給調整事業担当 課室については、各局毎に担当部署等が異なることから、自局の担 当部署を確認し、連携を図ること。
 - を経過しても回答がない場合には、需給調整事業担当 いて、 課室と必要な連絡調整を図った上で、所要の措置を講ずること。

(4)

